

独立行政法人日本学術振興会 若手研究者海外挑戦プログラム 平成31年度（2019年度）採用分（第2回）募集要項

募集要項を一部改定しましたので、熟読のうえ申請書を作成してください。

＜主な変更箇所＞

- ・平成31年度（2019年度）採用分より、第2回募集を開始します。
- ・申請時点での受入意思確認書の提出を求めないこととしました。

1. 趣 旨

独立行政法人日本学術振興会（Japan Society for the Promotion of Science: JSPS）は、海外という新たな環境へ挑戦し、3か月（90日）～1年程度海外の研究者と共同して研究に従事する機会を提供することを通じて、将来国際的な活躍が期待できる豊かな経験を持ち合わせた優秀な博士後期課程学生等の育成に寄与する「若手研究者海外挑戦プログラム」を実施します。

本プログラムでいうところの「若手研究者」とは、年齢が若いことを指すのではなく、研究者としてのキャリアステージにおいて初期段階であることを指しています。

また、平成31年度（2019年度）採用分より、申請希望者の多様なニーズに応えるため、第2回募集を行います。

2. 対象分野

人文学、社会科学及び自然科学の全分野

3. 採用予定数

約50名

※平成31年度（2019年度）予算の状況及び平成31年度（2019年度）採用分（第1回）の採用状況により変更されます。

4. 申請資格

次の要件を全て満たしている者であること。

- ① 平成31年（2019年）4月1日現在、我が国の大学院博士後期課程に在籍する者（申請時は見込みでも良い。）
- ② 申請時かつ採用時において日本国籍を持つ者又は、日本に永住を許可されている外国人
- ③ 連続して3か月以上、研究のために海外に滞在した経験がない者（申請時において既に研究のために海外に滞在中で、連続して3か月以上海外に滞在する予定の者も申請できません。）

なお、平成31年度（2019年度）採用分（第1回）の補欠となった者が、補欠の状態を保持したまま改めて第2回募集に申請することは差し支えありません。

また、日本学術振興会特別研究員を対象として別途募集している「若手研究者交流事業」
https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_user-haken.html に採用（内定を含む）された場合には、派遣期間を重複することはできません。

5. 平成30年度採用内定者の申請資格

平成31年度（2019年度）採用分については、申請時までに平成30年度採用分の辞退届を提出している（渡航開始日前までに辞退手続きを完了している）場合を除き、申請することができません。

6. 派遣期間

派遣開始日から3か月～1年

派遣開始日：採用内定後（平成31年（2019年）8月頃を予定）～翌年3月31日

7. 派遣先機関

海外の特定の優れた大学等研究機関。

なお、次に挙げる機関等は派遣先機関として認められません。

- ・我が国の大学等学術研究機関が海外に設置する研究所等
- ・営利を目的とした民間研究所等

8. 支給経費

- ・往復航空賃（日本国内の移動分は除く。）
- ・滞在費（派遣国によって異なる。派遣期間に依らず1件当たり100～140万円）
- ・研究活動費（派遣先機関の請求書に基づきベンチフィーを支給。上限20万円）

9. 申請手続【電子申請システムのみで申請を受け付けます】

申請は電子申請システムを通じて受け付けます。（郵送による申請書の提出はありません。）詳細は、本会ホームページ内「電子申請のご案内」から「研究者養成事業」を参照してください。

電子申請のご案内 URL <http://www-shinsei.jsps.go.jp/>

申請書の作成にあたっては、必ず「平成31年度（2019年度）採用分若手研究者海外挑戦プログラム申請書作成要領」及び電子申請システムの該当の「操作手引」を熟読してください。

作成要領 URL <https://www.jsps.go.jp/j-abc/data/boshu/yoryo.pdf>

操作手引 URL <http://www-shinsei.jsps.go.jp/topyousei/download-yo.html>

（1）申請手続を行う機関（申請機関）

申請手続は、必ず申請時点の所属機関を通じて行ってください。

ただし、平成31年度（2019年度）に大学院博士後期課程に入学予定のため申請時点では大学院に所属していない場合は、入学予定の大学院又は出身の大学院から申請を行ってください。

（2）電子申請システムによる手続（参考 「申請手続の概要」を参照）

予め申請機関を通じて、ID・パスワードを取得した上で、電子申請システムにより申請書を提出（送信）してください。具体的手続は、本会ホームページ内「電子申請のご案内」から「研究者養成事業」を参照してください。

電子申請のご案内 URL <http://www-shinsei.jsps.go.jp/>

（３）申請書類（申請書）の作成等

① 申請書【紙媒体による申請は受理しません】

申請書は次の３つから構成されます。

（ア）申請書情報（Web 入力項目）（申請書：１～２頁）（使用言語：日本語）

学歴・研究課題名等を記載する部分。電子申請システム上で直接入力して作成してください。

（イ）申請内容ファイル（申請書：３頁以降）（使用言語：日本語）

現在までの研究状況・これからの研究計画・研究業績等を記載する部分。本会ホームページ又は電子申請システムから所定の様式を取得し、作成後、電子申請システムに登録してください。

（ウ）評価書（使用言語：日本語又は英語）

評価者は申請者の研究を良く理解している研究者１名に限ります。電子申請システムにより、評価者へ評価書作成依頼を行ってください。評価者は発行されたID・パスワードで電子申請システムにログインし、評価書を作成してください。

〔作成にあたっての注意事項〕

- ・申請書はモノクロ（グレースケール）印刷を行い審査委員に送付するため、印刷した際、内容が不鮮明とならないよう、作成に当たっては留意してください。
- ・「平成３１年度（２０１９年度）採用分若手研究者海外挑戦プログラム申請書作成要領」および電子申請システムの「操作手引」に基づいて作成してください。

作成要領 URL <https://www.jsps.go.jp/j-abc/data/boshu/yoryo.pdf>

操作手引 URL <http://www-shinsei.jsps.go.jp/topyousei/download-yo.html>

② 申請機関において作成する書類【紙媒体による提出が必要】

次の（ア）～（イ）については、申請機関において電子申請システムを用いて作成してください。

（ア）平成３１年度（２０１９年度）若手研究者海外挑戦プログラム申請件数一覧 …………… １部

（イ）平成３１年度（２０１９年度）若手研究者海外挑戦プログラム申請リスト …………… １部

（４）申請方法

申請書は、申請機関を通じて本会へ提出（送信）してください。

１０．本会の申請受付期間

・【申請者】

申請機関が指定する期限までに、電子申請システムより申請書を提出（送信）してください。

※機関への提出期限は機関ごとに異なっているため、必ず提出期限を事前に申請機関へご確認ください。

【注意！】

申請希望者の学習院大学内での手続き期限は別添の案内を参照してください。

・【申請機関担当者】

以下の期限までに、電子申請システム上で申請書を承認（「申請リスト」を確定）し、申請書を本会に提出（送信）してください。

提出（送信）期限：平成31年（2019年）5月17日（金）17：00【厳守】

※上記の期限より後に提出（送信）があっても受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）してください。

また、9. 申請手続（3）②（ア）（イ）を以下の期間に紙媒体で提出してください。

受付期間：平成31年（2019年）5月17日（金）～24日（金）17：00【必着】

※電子申請システムでは手続きが完了していても、9. 申請手続（3）②（ア）若手研究者海外挑戦プログラム申請件数一覧と（イ）若手研究者海外挑戦プログラム申請リストが期限までに到着しない場合には、申請を受理しません。提出物の配達遅延、紛失等については原則考慮いたしませんので、特定記録郵便等、**機関側にて本会への到着が確認可能な提出方法を使用してください。**本会への到着確認問合せには対応いたしません。

< 申請書類提出先 >

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1 麹町ビジネスセンター

独立行政法人日本学術振興会 人材育成事業部海外派遣事業課

若手研究者海外挑戦プログラム担当

1 1. 選考及び審査結果の通知

(1) 選考

本会の特別研究員等審査会による書面審査及び合議審査により採用者を決定します。主要な審査方針は、以下のとおりです。

- ① 海外での研究に新たに挑戦することによって、研究に大きな進展が見込まれること。
- ② 申請者と受入研究者との事前交渉が明確で、研究計画が具体的かつ実現可能性があると認められること。
- ③ 優れた研究能力を有し、海外での研究経験を通じて、将来の活躍が期待できること。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、平成31年（2019年）8月頃に電子申請システムにより開示する予定です。不採用者には、特別研究員等審査会における各審査項目の評価及び当該領域におけるおおよその順位についても開示します。申請機関の長にも結果を電子申請システムにより開示します。各結果を開示した際には、「若手研究者海外挑戦プログラム」のホームページにて、その旨を公表します。

ホームページ URL <https://www.jsps.go.jp/j-abc/index.html>

選考結果に関する個別の問い合わせには応じません。

1 2. 採用内定後の手続

採用者には、本会からの指示に従って、手続を進めていただきます。また、特別研究員採用中の場合には、採用内定通知後に、特別研究員の海外渡航届の提出をお願いします。詳細については、採用者に連絡します。

なお、採用内定後の諸手続において、外国人の場合のみ（「4. 申請資格」参照）外国人登録証明書などの日本に永住を許可されていることを証明する書類の提出が必要です。永住許可年月日が申請時以前であることが確認できるものを提出してください。指定の期日前までに提出できない場合は、採用されません。

1 3. 採用者の遵守事項等

本事業で採用が決定し、派遣される場合には次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 研究計画に基づいて研究に専念しなければなりません。なお、研究計画、派遣先機関、海外における受入研究者、派遣期間について、研究遂行上の理由により変更する必要がある場合、その理由を示して本会の承認を求めなければなりません。
- (2) 特別研究員採用中の場合は、特別研究員の遵守事項を遵守しなければなりません。
- (3) 派遣期間終了後 1 か月以内に報告書（様式指定）を提出しなければなりません。
- (4) 本プログラムに申請した研究計画の遂行に必要であれば、他のフェローシップ等との重複受給が可能です。また、申請書記載の期間より延長して滞在することは、研究遂行上やむを得ない場合可能ですが、延長したとしても滞在費の追加支給はありません。
- (5) 一時帰国は、原則できません。
- (6) 派遣期間中、海外の大学・大学院等に単位取得又は学位取得が義務となる入学はしてはいけません。
- (7) 研究活動における不正行為、不正受給、研究費の不正使用を行ってははいけません。なお、採用開始までに研究倫理教育教材を履修等してください。
- (8) その他、公序良俗に反する行為を行ってははいけません。

上記の遵守事項に違反、又は研究課題の遂行が困難と本会が判断した場合は、経費の支給を停止し（航空賃の支給停止を含む。）、原則、支給済みの経費の返還要求を行います。

なお、出入国を確認するために、派遣期間を終了し帰国した際に、パスポート等の提出を求めることがあります。

1 4. その他

(1) 申請および申請書類について

- ① 申請は 1 人 1 件とします。なお、2 件以上申請した場合、全ての申請が無効となります。
- ② 申請書は、本会所定の様式を使用してください。様式の変更、ページの追加、指定ファイル以外の登録は認められません。
- ③ 申請書の提出（送信）後、その記載事項を変更し、又は補充することは認められません。
- ④ 本事業での採用は一回限りとします。一度採用された方は、次回以降の募集には応募できません。
- ⑤ 申請書に重大な虚偽が発見された場合は、採用後であっても採用を取り消すことがあります。
- ⑥ 審査結果は平成 31 年度（2019 年度）採用分（第 2 回）にのみ有効です。

(2) ビザ等について

- ① 派遣国に滞在するためのビザ等の申請については、本会は一切関わらないので留意してください。また、ビザ申請等によって発生する問題（渡航が困難になる等）についても本会では対応できません。申請者の責任において、研究計画が遂行できるよう準備・手配してください。

- ② 採用者の派遣先機関と本会とは、調整等一切行いません。
- ③ 本会は、派遣期間中に生じた傷害、疾病等の事故について責任を負いません。海外旅行保険には各自で必ず加入するように手配してください。

(3) 個人情報の取り扱い

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会が行う事業の業務遂行のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。

本事業に採用された場合、氏名、所属、審査区分、研究課題名、派遣国名、受入機関名及び報告書が公表される可能性があります。

(4) 研究倫理教育教材の履修義務

本事業で採用される者には、研究上の不正行為を未然に防止するため、研究倫理教育教材の履修等が義務づけられています。

このため、採用内定後の手続きの中で、自ら研究倫理教育教材を履修等し、不正行為を行わないことについて誓約する旨の文書を提出していただきます。

(5) 採用終了後の調査への協力義務

我が国の学術の振興や本事業の充実等を図るため、本事業採用経験者に対し、採用終了時およびその後の10年間程度まで、就職等の現況調査等を行うことがあります。本調査への協力を採用の条件とするので、ご承知ください。

15. 事業に関する問い合わせ先

【申請書提出（送信）先】 その他事業に関する全般的なこと、 申請に関すること	〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1 独立行政法人 日本学術振興会 人材育成事業部海外派遣事業課 若手研究者海外挑戦プログラム担当 Tel : 03-3263-1943 Fax : 03-3237-8305 Email : toku-haken@jsps.go.jp
特別研究員制度に関わること （海外渡航関係等）	人材育成事業部研究者養成課 特別研究員事業担当 Tel : 03-3263-4998 Fax : 03-3222-1986

（申請手続の概要）

- ① 【申請機関担当者】日本学術振興会電子申請システム利用申請書（研究者養成事業用）を、郵送にて本会へ送付します。（既に研究者養成事業用のID・パスワードを取得済の申請機関は引き続き使用できるので再取得する必要はありません。）
- ② 【本会】申請機関担当者にID・パスワードを発行し、電子メール及び郵送で送付します。
※既に、特別研究員事業にて申請機関担当者のID・パスワードを取得済の申請機関で、現在登録されている申請機関担当者が若手研究者海外挑戦プログラムの申請の取りまとめを担当しない場合には、機関担当者メニューから新たに若手研究者海外挑戦プログラム担当者の登録を行ってください。当該担当者には、当該プログラムに限り、申請機関担当者と同等の権限があります。申請の取りまとめを当該担当者が行う場合には、以下「申請機関担当者」を「若手研究者海外挑戦プログラム担当者」と読み替えてください。
- ③ 【申請者】申請機関担当者へ申請者用ID・パスワードの発行依頼を行います。ID・パスワードは、特別研究員事業（PD・DC2・DC1・RPD）や海外特別研究員事業と共通して使用することが可能です。
- ④ 【申請機関担当者】申請機関用ID・パスワードで電子申請システムにアクセスし、申請者用ID・パスワードを取得します。
- ⑤ 【申請者】申請機関担当者※から申請者用ID・パスワードを受領します。
- ⑥ 【申請者】本会「若手研究者海外挑戦プログラム」ホームページ（<https://www.jsps.go.jp/j-abc/index.html>）の「申請手続き」の「募集要項」から「申請内容ファイル」をダウンロードします。（ID・パスワード不要）
- ⑦ 【申請者】受領したID・パスワードで電子申請システムにアクセスし、画面に従い以下を行います。
 - ・申請書情報（Web入力項目）を入力
 - ・評価書作成者へ評価書の作成を依頼
 - ・⑥で作成した申請内容ファイルを登録
 （注）⑦～⑩の手続きは、3月中旬に平成31年度（2019年度）採用分（第2回募集）の申請書新規作成画面が公開されてからとなります。
- ⑧ 【申請者】評価書が提出済みの状態になった後、申請書情報および申請内容ファイルに不備がないか確認し、不備がなければ「確認完了・提出」操作を行い、申請機関担当者※に申請書を提出（送信）します。
- ⑨ 【申請機関担当者】申請書一式の内容等に不備がないかを確認します。不備がない場合は申請書一式を承認（「申請リスト」を確定）し、申請書一式を本会に提出（送信）します。
- ⑩ 【申請機関担当者】申請件数一覧および提出用申請リストを電子申請システムより印刷し、本会へ郵送にて提出します。
※印を付した申請機関担当者の業務の一部は、機関によっては部局担当者が行う場合もあります。

<機関申請者の申請手続イメージ>

